

マイナンバー取扱い指針

平成 28 年 2 月 10 日制定

一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「当会」という。）は、当会主催又は共催にて開催する研修会等の講師等に支払う講師料等に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「個人番号カード」又は「通知カード」の取扱いに関し、以下の手順に基づき取り扱うこととする。

- 1、講師等に「個人番号カード」又は「通知カード」の提示を求める基準は、当会が当該講師等に支払う講師料等の金額が、積算で年額 50,000 円を超える講師等に求める。
- 2、前項に該当する講師料等が発生した際は、個人番号確認が義務付けされる。
個人番号確認は「番号確認」と「身元確認」が必要であり、次のどちらかの方法により対面にて行う。
 - ① 「個人番号カード」：番号確認と本人確認
 - ② 「通知カード」：番号確認と身元確認（運転免許証 or 健康保健証等）
- 3、講師料等の支払額が、50,000 円を超える際は、受領者に「個人番号利用目的同意書兼個人番号通知書」と「領収書」に必要事項を記載して頂き、当会の取扱担当者が記載事項を確認する。
- 4、当会の管理責任者は会長、会計責任者は総務担当副会長、或いは総務部長、取扱担当者は理事とする。
- 5、学術部から「学発番号」を申請する際に、講師料等が 50,001 円以上の場合は、申請時のタイトルに【5万円超】等の表示をする。
- 6、当会会計責任者は、翌月 10 日までに源泉徴収と納付の申告手続きを行なう。
- 7、理事は、就任したときに当会宛に「特定個人情報等の取扱いに関する誓約書」その他必要な書面を提出する。
- 8、講師料等の支払い時に予期せぬ事態が生じた際は、理事会にて検討協議する。
- 9、本指針の改廃は、理事会の決議を経たうえ、これを行う。